

宮城東部衛生処理組合建設工事総合評価一般競争入札

試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。

以下「令」という。)第167条の10の2の規定により実施する建設工事に係る総合評価一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)について、宮城東部衛生処理組合契約規則(平成16年宮城東部衛生処理組合規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価一般競争入札を行う工事は、宮城東部衛生処理組合建設工事制限付き一般競争入札実施要綱(令和7年宮城東部衛生処理組合告示第 号。以下「制限付き一般競争入札要綱」という。)の規定により制限付き一般競争入札の対象となる工事のうち、入札者の施工能力等と入札価格を一体として評価することが適当であると認められる工事とする。

(入札の公告)

第3条 総合評価一般競争入札に係る令第167条の10の2第5項及び規則第5条の規定による公告(以下「入札公告」という。)には、次に掲げる事項を付記しなければならない。

- (1) 総合評価一般競争入札に係る参加申請の受付期間
- (2) 仕様書及び設計図(以下「設計図書等」という。)の閲覧の期間及び場所

(3) 設計図書等の複写の方法

(4) 対象工事に対する質問の方法及び受付期間

(5) 前号の質問に対する回答の方法及び期間

(6) 技術評価のための提出書類

(7) 全各号に掲げるもののほか、総合評価一般競争入札に関し必要な事項

(落札者決定基準の決定)

第4条 落札者決定基準（令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準をいう。以下同じ。）の決定は、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴取し、その意見を宮城東部衛生処理組合工事等請負業者選定委員会規程（平成10年宮城東部衛生処理組合訓令第3号）に規定する宮城東部衛生処理組合工事等請負業者選定委員会に提出し、当該委員会の議を経て行うものとする。

(落札者の決定)

第5条 総合評価一般競争入札においては、総合評価点（落札者決定基準に基づき算定した点数をいう。以下同じ。）の最も高い者を落札者として決定する。この場合において、総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、入札金額が低い者を落札者とし、入札金額の同じ者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定による学識経験者の意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴

く必要があるとされた場合においては、同項に定めるところにより落札予定者を決定するものとする。

3 前条の規定は、前項の落札予定者を落札者に決定する場合について準用する。

（雑則）

第6条 総合評価一般競争入札に関する手続等で、この要綱に別段の定めのない事項については、制限付き一般競争入札要綱の規定の例による。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合評価一般競争入札に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。